

様式第17の4（第23条の9の3関係）

接続約款設定（変更）届出書

令和2年11月18日

総務大臣 殿

郵便番号 100-6150
(ふりがな) とうきょうとちよだくながたちょう
住 所 東京都千代田区永田町2-11-1
(ふりがな) かぶしきがいしゃえぬ・てい・てい・どこも
氏 名 株式会社NTTドコモ
代表取締役社長 吉澤 和弘
登録年月日 平成16年4月1日
登録番号 第74号
連絡先

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日

令和2年12月1日

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2020/12/1 改正）

新					旧				
第3表 その他の費用					第3表 その他の費用				
第1 (略)					第1 (略)				
第2 業務支援システムの利用に係る費用					第2 業務支援システムの利用に係る費用				
1 業務支援システムの利用に係る費用の額					1 業務支援システムの利用に係る費用の額				
区 分		単 位	費用の額	備 考	区 分		単 位	費用の額	備 考
(略)					(略)				
ネットワーク 回線	ア 主回線	1 拠点ごとに	7,500 円	月額	ネットワーク 回線	ア 主回線	1 拠点ごとに	14,300 円	月額
	イ 副回線	1 拠点ごとに	3,150 円	月額		イ 副回線	1 拠点ごとに	6,000 円	月額

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2020/12/1 改正）

新		旧		
<p>附 則（令和2年11月18日経企第1988号）</p> <p>（実施時期）</p> <p>1 この改正規定は、令和2年12月1日から実施します。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している業務支援システムの提供条件については、その業務支援システムを更改するまでの間はなお従前のおりとし、料金表第3表（その他の費用）第2（業務支援システムの利用に係る費用）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。</p>				
区 分		単 位	費用の額	備 考
ネットワーク 回線	ア 主回線	1 拠点ごとに	14,300 円	月額
	イ 副回線	1 拠点ごとに	6,000 円	月額